

店頭外国為替証拠金取引説明書（個人・法人のお客様共通）

旧	新（改定事項）
<p>1-1.店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p>	<p>1-1.店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p>
<p>(6)顧客から預託を受けた証拠金は、株式会社三井住友銀行及びみずほ信託銀行株式会社の金銭信託口座に入金し、当社の自己の資金と区分して管理しております。</p>	<p>(6)顧客から預託を受けた証拠金は、株式会社三井住友銀行及びみずほ信託銀行株式会社、日証金信託銀行株式会社の金銭信託口座に入金し、当社の自己の資金と区分して管理しております。</p>
<p>3-1.区分管理について</p>	<p>3-1.区分管理について</p>
<p>当社では、金融商品取引法の規定に基づき、お客様から預託を受けた証拠金等の資金を、株式会社三井住友銀行及びみずほ信託銀行株式会社へ金銭信託を行う方法により当社の財産とは区分して管理しています。信託保全の対象額(区分管理必要額)は、お客様より預託を受けた証拠金に、実現損益、評価損益及びスワップ損益を加減した金額とし、毎営業日計算いたします。信託財産の元本評価額が区分管理必要額に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して2営業日以内に株式会社三井住友銀行及びみずほ信託銀行株式会社に追加信託いたします。</p> <p>注意事項 ※信託保全は店頭外国為替証拠金取引の元本を保証するものではありません。急激な為替の変動によりお客様が預託した資金以上の損失が発生するリスクがあります。</p> <p>※三井住友銀行及びみずほ信託銀行は、当社から信託された資産の管理のみを行うこととなります。したがって、三井住友銀行及びみずほ信託銀行が当社に代わってお客様に対して資金などの支払義務を負うものではありませんので、お客様から三井住友銀行及びみずほ信託銀行に対して証拠金等の返還を直接請求することはできません。</p> <p>※当社に万が一の事態が生じ、お客様に資産を返還する場合、犯罪収益移転防止法に基づいてご本人確認をさせていただく必要がありますので、お客様の個人情報を受益者代理人および信託先である三井住友銀行及びみずほ信託銀行に提供することがあります。</p>	<p>当社では、金融商品取引法の規定に基づき、お客様から預託を受けた証拠金等の資金を、株式会社三井住友銀行及びみずほ信託銀行株式会社、日証金信託銀行株式会社へ金銭信託を行う方法により当社の財産とは区分して管理しています。信託保全の対象額(区分管理必要額)は、お客様より預託を受けた証拠金に、実現損益、評価損益及びスワップ損益を加減した金額とし、毎営業日計算いたします。信託財産の元本評価額が区分管理必要額に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して2営業日以内に株式会社三井住友銀行及びみずほ信託銀行株式会社、日証金信託銀行株式会社に追加信託いたします。</p> <p>注意事項 ※信託保全は店頭外国為替証拠金取引の元本を保証するものではありません。急激な為替の変動によりお客様が預託した資金以上の損失が発生するリスクがあります。</p> <p>※株式会社三井住友銀行及びみずほ信託銀行株式会社、日証金信託銀行株式会社は、当社から信託された資産の管理のみを行うこととなります。したがって、株式会社三井住友銀行及びみずほ信託銀行株式会社、日証金信託銀行株式会社が当社に代わってお客様に対して資金などの支払義務を負うものではありませんので、株式会社三井住友銀行及びみずほ信託銀行株式会社、日証金信託銀行株式会社に代わって証拠金等の返還を直接請求することはできません。</p> <p>※当社に万が一の事態が生じ、お客様に資産を返還する場合、犯罪収益移転防止法に基づいてご本人確認をさせていただく必要がありますので、お客様の個人情報を受益者代理人および株式会社三井住友銀行及びみずほ信託銀行株式会社に提供することがあります。</p>
	<p>令和2年9月28日改定</p>